

主な税証明について（令和5年度）

証明種類	内 容	
所得（課税・非課税）証明	令和5年1月1日時点で、久留米市に住所登録がある方に対し、 <u>令和4年1月から令和4年12月までの1年間の所得</u> 、及びそれに基づいて課税された <u>令和5年度の市県民税額</u> を証明しています。	
納税証明	市県民税	各税目における <u>令和5年度分の年税額</u> と、それに対する納付済額を証明しています。 発行開始は、納税通知書を発送した日です。
	固定資産税	
	軽自動車税	
	車検用	継続審査用の納税証明です。 現在所有されている方が、 <u>令和5年度まで完納していない</u> と、発行できません。 この証明の有効期限は、翌年度納期限の前日（今回は、令和6年5月30日）までです。
	法人市民税	各法人の <u>事業年度ごとの課税（申告）額</u> と、それに対する納付済額を証明したものです。
滞納なし証明	発行日時点で、納期限を過ぎている市税、及び国民健康保険料や延滞金に滞納がない旨の証明です。	
評価証明	令和5年1月1日時点での土地・家屋の評価額（固定資産価格）を証明しています。 発行開始は、縦覧開始と同日です。	
公課証明	令和5年1月1日時点での土地・家屋の課税額（税相当額）と評価額（固定資産価格）を証明しています。 発行開始は、縦覧開始と同日です。	
無資産証明	令和5年1月1日時点で、固定資産の課税台帳に記載がない（所有がない）旨の証明です。 発行開始は、縦覧開始と同日です。	

上記の証明については、市役所本庁地下1階税収納推進課、各総合支所市民福祉課又は、各市民センターの窓口で取得できます。

※税証明申請の際は、以下の点にご注意ください。

〔所得（課税・非課税）証明〕

令和6年5月末日発行までは、令和4年中の所得（令和5年度課税）分が最新です。

〔評価証明、公課証明、無資産証明〕

令和6年3月末日発行までは、令和5年度分（令和5年1月1日時点の内容）が最新です。

〔納税証明（市県民税、固定資産税、軽自動車税）〕

令和6年度の納税通知書発送前日までは、令和5年度分が最新です。